

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 6 年 4 月 3 0 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

標記について、令和6年1月17日から令和6年2月15日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただき、うち1件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見を内容に従って区分し、また同趣旨のものは適宜集約する等しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none">・ 罰則があった方が良い。理由は、実効性確保のためと、重篤な事故などがあった場合、責任逃れにつながるため。・ 請負人など労働者以外の作業に従事する者は、労働者と違ってその事業場を管理監督する事業者と、ある意味対等な関係にある（でなければ、偽装請負が正当化されてしまう。）。その上で、例えば労働者以外の作業に従事する者が、その事業場を管理監督する事業者があらかじめ周知していた、順守すべき事項を守らなかったことが原因で、別の従事者を巻き込む労働災害が発生した場合、その事業場を管理監督する事業者には労働安全衛生法第119条に基づく刑事罰が下される可能性があるのに、順守すべき事項を守らなかった本人に刑事罰が下されることが無いというのは、ある意味不公平であり、憲法で定める法の下での平等に反する恐れもあると考える。	<p>（事業者について）</p> <p>本改正省令は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第20条及び第21条に基づく省令を改正するものです。当該省令の規定に違反した場合、事業者は労働安全衛生法第20条及び第21条違反となり、労働安全衛生法第119条第1号の規定に基づき罰則が適用されます。</p> <p>（労働者以外の作業に従事する者の罰則について）</p> <p>本改正省令において改正される省令の規定に基づき、事業者が立入禁止等の措置を講じた場合であって労働者に立ち入ってはならない等の遵守義務がある場合においては、労働者以外の作業に従事する者に対しても同様の遵守義務を設けることとしていますが、現行法においてはこの違反に対して罰則を科すことができません。今後、罰則規定を設けるか否かについては、昨年10月に取りまとめられた「個人事業者に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書」（https://www.mhlw.go.jp</p>

		p/content/11201250/001161088.pdf) の内容を踏まえて検討することとしています。
2	労働安全衛生法第 65 条に基づく作業環境測定も、この改正案の対象となるのであれば、危険源に近接して行う B 測定に法的な制約が生じたり、あるいは測定を委託した事業者が作業環境測定士に対して、この改正案を建前に自分たちに不利となる測定 (B 測定や環境の悪い箇所での A 測定) を止めるよう言ってくる可能性があり、正確な評価ができなくなる恐れがある。この場合、作業環境測定士および作業環境測定に関係する事業者はどのように対応すれば良いのか、現場に混乱が生じないよう、ガイドラインなどで示していただきたい。	運用に当たっての留意事項等は通達において示すことといたします。
3	対象範囲を、「労働者」だけ→「作業に従事する者」へ拡大するのは被災者を減らす観点から賛成。一方、当該官庁からの検査や刑罰対象から明確に外れる旨の条文でなければ、偽装請負作業の助長を招くなど、却って問題が拡大してしまうと考える。何故なら事業者にとってどんな形であれ、直接指示するのが効果最大となる抑制方法なので、所謂混在作業時において罰則対象から明確に外れる保証がなければ、指示が意図せず災害に繋がる場合想像してしまっ、指示しなくなってしまう事を懸念するからである。	運用に当たっての留意事項等は通達において示すことといたします。
4	クレーンは、芸能分野でも撮影時などに使用している。ゴンドラは同分野で劇場などで使用することがある。	本改正省令によって、クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）及びゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号）の関係規定も改正されることとなりますが、同規定は、業種や分野にかかわらず、クレーン等を使用する場合には適用があります。
5	「労働者から作業に従事する者」として個人事業者を含むことに賛成。	本改正省令の内容に賛同いただきありがとうございます。